JNRP31S10－08

給水･燃焼機器分野の技術的適用文書

（第 8 版）

2026 年 4 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
適合性評価推進センター認定センター

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

目　　次

序文 3
1. 適用範囲 3
2. 引用規格 3
3. 用語及び定義 3
4. 一般要求事項 4
5. 組織構成に関する要求事項 4
6. 資源に関する要求事項 4
7. プロセスに関する要求事項 6
8. マネジメントシステムに関する要求事項 7
別紙 8
改正ポイント 9

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

給水・燃焼機器分野の技術的適用文書

序文

この適用文書は、産業標準化法に基づく試験事業者登録制度（以下「JNLA 登録」という。）及び JNLA 認定プログラム（以下「JNLA 認定」という。）における要求事項の一部として用いるものである。

この適用文書は、ISO/IEC 17011（対応する版がある場合には JIS Q 17011 を含む。）の 4.6.2 項及び 4.6.3 項に基づいて作成されるもので、ISO/IEC 17025（対応する版がある場合には JIS Q 17025 を含む。）の要求事項を、当該分野又はそのうちの特定の試験方法に関して、具体的に明確に詳述したものである。そのため、この適用文書は ISO/IEC 17025 の範囲を超えるものを含んでなく、これに従うことによって試験事業者はその要求事項を満たし、また、もしこの適用文書の代替手段が同等の結果を与えることを示すならば、それらが使用されてもよい。

JNLA 登録及び JNLA 認定において申請試験事業者、登録試験事業者又は認定試験事業者は、関連する分野の適用文書に適合することが要求される。

なお、本文中の「詳述なし。」とは、ISO/IEC17025 の要求事項を適用することであり、具体的、明確な解釈は必要のないことをいう。

備考　ISO/IEC 17025 との対応を明確にするため、以下の項目番号は、ISO/IEC 17025 と同一とした。このため、対応する適用文書がない場合、欠番となるものもある。

1. 適用範囲

この適用文書は、産業標準化法に基づく登録事業者等に関する省令に基づき告示された試験方法の区分のうち給水・燃焼機器分野に係る別紙の試験方法の区分に適用するものである。

2. 引用規格

- ISO/IEC 17025 (2017): General requirements for the competence of testing and calibration laboratories（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）
- ISO/IEC 17011(2017): Conformity assessment – Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies（適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項）
- JNRP21 JNLA 登録の一般要求事項
- JNRP23 JNLA 認定の一般要求事項

3. 用語及び定義

この適用文書で用いる主な用語の定義は、JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)、JNLA 認

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

定の一般要求事項(JNRP23)及び ISO/IEC 17025 で定めるものによる。

4. 一般要求事項

4.1 公平性
「詳述なし。」

4.2 秘密保持
「詳述なし。」

5. 組織構成に関する要求事項

「詳述なし。」

6. 資源に関する要求事項

6.1 一般
「詳述なし。」

6.2 要員
「詳述なし。」

6.3 施設及び環境条件
「詳述なし。」

6.4 設備
6.4.1
「詳述なし。」

6.4.2
「詳述なし。」

6.4.3
①汎用器具について、必要に応じて、洗浄及び安全点検によって保守すること。ただし、設定が試験又は分析結果に重大に影響しうる（例えば、マッフル炉や恒温槽の温度など）場合、校正又は性能点検も行うこと。
②熱分析のような試料の実験値を測定するために行われる試験については、入手できる場合、計量トレーサビリティを有する標準物質を使用すること。このような試験に用いるための新たに取得した装置は、規定された設計、性能及び寸法要求事項への適合性を確認するために、使用する前に試験所が検証すること。
③クロマトグラフや分光計などの機器については、既知組成の標準物質（純化学薬品の溶液など）を使用して試験所が検証すること。
④容積測定用及び関連するガラス器具について、前の使用条件によってクロスコンタミネーションによる汚染などが生じないよう洗浄、保管及び隔離を適切に行うこと。また、これらの器具のうち、ピクノメータ、U 字管粘度計、ピペット、ビューレットなどのように“ぬれ性”

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

及び表面張力特性にその性能が依存するものは、これらの特性を損なわないような方法により洗浄を行うこと。

⑤測定機器について、必要に応じて定期的な性能点検を行うこと。
この性能点検の頻度は、試験方法規格に規定されていない場合は、マニュアル又は操作手順書に規定すること。この場合、その頻度は、装置が許容範囲外にドリフトするのにかかる時間より短いものとすること。
これらの性能点検は、装置を使用する前に完了していること。

⑥試薬、参照標準及び標準物質について、その完全性が確認できるように保管し、劣化、汚染及び同一性の喪失のないよう保守すること。

⑦使用する試薬（水を含む）の品位は、調製、保管及び使用において守るべき特別の注意事項に関する手引きと併せて、指示書や手順書の中で指定すること。試験所で調製する試薬及び参照標準には、物質名、濃度、溶媒（水でない場合）、使用制限、調製日及び／又は使用期限を明示すること。

6．4．4
「詳述なし。」

6．4．5
「詳述なし。」

6．4．6
重量測定が関与する重量分析、容量測定が関与する滴定法などの物理量の測定を伴う分析方法については、適切に校正すること。

6．4．7
「詳述なし。」

6．4．8
「詳述なし。」

6．4．9
「詳述なし。」

6．4．10
「詳述なし。」

6．4．11
「詳述なし。」

6．4．12
「詳述なし。」

6．4．13
「詳述なし。」

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

６．５　計量トレーサビリティ

６．５．１
「詳述なし。」

６．５．２
「詳述なし。」

６．５．３
校正のための標準物質も認証標準物質も入手できない場合は、適切な特性及び安定性をもつ物質を試験所が選定又は調整し、参照標準として使用すること。この物質の必要な特性については、反復試験によって値付けするか、さまざまな方法を使用して値付けすること。

６．６　外部から提供される製品及びサービス
「詳述なし。」

７．プロセスに関する要求事項

７．１　依頼、見積仕様書及び契約のレビュー
「詳述なし。」

７．２　方法の選定、検証及び妥当性確認
「詳述なし。」

７．３　サンプリング
「詳述なし。」

７．４　試験・校正品目の取扱い
７．４．１
①容器又はその栓から試料に溶出する金属又は可塑剤による試料の汚染の可能性に対して特別な注意を払うこと。また、試料の包装の全体構成は、試料の漏れがないこと、及び汚染物が入り込まないことを確実なものとするものであること。
②試料を保管する場合、試料の完全性が維持されるようにすること。試料の保管場所は、汚染又はクロスコンタミネーションの危険がなく、また、包装及び関係するシールが損傷する危険がないように、清浄で、整理された状態に維持すること。試料の保管環境条件は、例えば、分解又は吸着を通して目的成分のロスを引き起こすような、試料の組成に影響を及ぼすような極限は避けること。必要な場合、環境監視を行うこと。試料に対する不正なアクセスを制限するために、適切なレベルの保全措置を施すこと。

７．４．２
「詳述なし。」

７．４．３
「詳述なし。」

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

7．4．4
「詳述なし。」

7．5　技術的記録
「詳述なし。」

7．6　測定不確かさの評価
「詳述なし。」

7．7　結果の妥当性の確保
「詳述なし。」

7．8　結果の報告
「詳述なし。」

7．9　苦情
「詳述なし。」

7．10　不適合業務
「詳述なし。」

7．11　データの管理及び情報マネジメント
「詳述なし。」

8．マネジメントシステムに関する要求事項

「詳述なし。」

附　則
この規程は 2026 年 4 月1日から適用する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙

この適用文書の適用対象となる JNLA 試験方法区分一覧

区分 No.	試験方法の区分の名称
75	浸出性能試験

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

改正ポイント

主な改正内容

◆組織改編に伴う名称の変更等

内容の変更を伴う改正か所には、下線を付しています。

以上

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。